

東電福島原発事故に関する損害賠償の請求を促すための広報・相談等の取組

令和 7 年 1 月 2 7 日

(全体方針)

- ・賠償請求を促すため、国と関係機関が連携して、地方自治体等に御協力いただきながら広報・相談活動を更に実施し、必要な情報の周知に努める。

上記の方針を踏まえて、令和 6 年 9 月以降、主に以下の活動を実施。

※実施予定のものも含む。※ADRセンターの広報等の取組は資料 4 も参照。

※東京電力における広報等の取組は資料 1 も参照。

1 追加賠償を含む賠償請求を促す広報活動

(1) 被災 12 市町村等（チラシ・地元広報紙等）

- ① 新しく作成したチラシについて、関係機関への送付（主な配布先は以下のとおり）

【令和 7 年 3 月予定】

(i) 自治体^(※1)

(※1) 福島県、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村、南相馬市、川内村、楢葉町、川俣町、広野町、田村市、伊達市、いわき市等

(ii) 商工会連合会、商工会議所、病院、社会福祉協議会、農業協同組合中央会、中小企業団体中央会、漁業協同組合連合会、市長会、町村会（福島県と連携）

(iii) 避難者支援団体等

（生活再建支援拠点(26 拠点)、みんぷく（3.11 被災者を支援するいわき連絡協議会）など）

(iv) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）、法テラス、復興庁福島復興局等の関係機関

(v) 商業施設（複合商業施設、コンビニエンスストア、スーパー、直売所、道の駅等）

(2) 福島県内（地元メディア等）

- ① 福島県内の民放 4 局（福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島）でテレビCMの放映【第 1 回：令和 7 年 1 月上旬（実施済）、第 2 回：2 月中旬～3 月末予定】

(3) 全国（文部科学省 WEB サイト、政府広報等）

- ① 全都道府県の弁護士会、司法書士会等にチラシ・ポスター配布（日本弁護士会、福島県司法書士会と連携）【令和 7 年 3 月予定】

- ② 首都圏、北関東の駅構内へ交通広告掲示【令和7年3月予定】
- ③ SNS（Facebook や X（旧 Twitter））を活用した説明会開催等についての情報発信
〈ADRセンター〉

2 被災者の御要望に応じた個別相談活動、請求手続支援

- ① 請求漏れチェックシートの活用促進 〈NDF〉
- ② 未請求項目の有無に対する問合せ対応 〈東京電力〉
- ③ 無料法律相談の実施 〈NDF、法テラス^(※2)〉
(※2) 令和3年4月1日以降の申込みは一定の要件を満たした方に対してのみ実施
- ④ ADR申立てに係る説明会への調査官の派遣 〈ADRセンター〉
- ⑤ 相談窓口や戸別訪問による請求書の作成支援等、請求手続のサポート〈東京電力〉
- ⑥ 追加賠償に係る請求書作成支援 〈NDF〉

3 今後の予定

- 上記「1」、「2」の取組について、追加賠償請求を促すことを含め、継続して実施するとともに、地方自治体等からの御意見等を踏まえた広報・相談活動を進めていく。

原子力損害賠償の請求を促すための広報・相談等の対応状況

1. 多くの人々へ周知

※令和2年1月以降。

前回報告（令和6年9月）からの更新部分（予定含む）は青字。

（1）被災12市町村等（チラシ・地元広報紙等）

- ・令和6年度新規チラシ・ポスターの作成、自治体・関係機関への送付
- ・地元広報紙に継続的に記事掲載



- ・基本的に被災12市町村の全ての世帯（約7万世帯）へ複数回周知
- ・県外などの避難者へ周知

（2）福島県内（地元メディア等） ※（1）を除く

- ・地元紙への広告掲載(対談記事含む)、チラシ折り込み
福島民報：約24万部×23回
福島民友：約17万部×20回
- ・福島県内民放各局でTVCMの放映
- ・福島県内ラジオ局でラジオCM放送



- ・福島県で購読世帯数の上位2紙（県内世帯数の5割以上）に複数回広告掲載
- ・県内全ての市町村に周知

（3）全国（文部科学省WEBサイト、政府広報等）

- ・主要5紙全て、ブロック紙（4紙）、地方紙（65紙）に広告掲載
- ・全国のFM、AMラジオ局系列でCMを放送
- ・全都道府県の弁護士会、司法書士会等にチラシ・ポスター配布
- ・首都圏、北関東の駅構内の交通広告掲示
- ・文部科学省広報WEBサイトの改良
- ・文部科学省広報動画の作成 等



- ・全ての都道府県への避難者へ周知

2. きめ細かな個別対応

- （1）東京電力が未請求者ごとの状況を踏まえ、ダイレクトメール・電話・戸別訪問等で個々に対応
- （2）NDFの請求漏れチェックシートの活用促進、東京電力が問合せ対応
- （3）NDF、ADRセンターによる相談会等の開催・協力（計1,588回 うち令和6年合計361回）
- （4）効果的な広報手法を調査。同調査を参考に広報を行い、その効果を調査する業務を委託
- （5）NDFの相談会等にて追加賠償に係る請求書の作成支援を実施